

高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免申請について

成蹊大学は、2019年9月20日付けで、文部科学省から「高等教育の修学支援新制度」の対象機関に認定されました。2020年度入学予定者で、同制度の支援対象となる方については、以下のとおり手続きをお願いいたします。

入学手続き時の対象者は、給付型奨学金（日本学生支援機構給付奨学金）の予約採用に申込みをし、採用候補者となった方となります。該当する場合は、入学手続き時に入学書類と合わせて「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（大学ホームページよりダウンロードしてください）と日本学生支援機構発行の「大学等奨学生採用候補者決定通知」のコピーの提出、および入学金のみの全額納入をもって、入学手続きの完了といたします（「大学等奨学生採用候補者決定通知」を未受領のため指定の期日までにコピーを提出できない場合は、必ず本学入試センターまでお電話にてご連絡ください）。

入学後、減免額が確定した後に減免後の授業料等の納入依頼をいたします。減免後の授業料等の納入についての詳細は、入学後にご案内いたします。本学における支援区分別の減免額については、以下の表をご確認ください。

入学手続き時における授業料等減免申請の具体的な手続方法につきましては、入試合格者に郵送する入学書類にてご案内いたします。

なお、同制度の給付型奨学金の予約採用に申し込み出来なかった方につきましては、入学後に在学採用の申請の受け付けをいたします。入学手続き時には、通常どおり入学金および前期授業料等を全額納入してください。

【2020年度成蹊大学における支援区分別の減免額について】

支援区分	入学金	前期授業料	後期授業料
第Ⅰ区分	200,000 円	350,000 円	350,000 円
第Ⅱ区分	133,400 円	233,400 円	233,300 円
第Ⅲ区分	66,700 円	116,700 円	116,700 円

【本件に関する問い合わせ窓口について】

入学前の諸手続について	入試センター	0422-37-3533
入学後の諸手続について	学生支援事務室（学生部）	0422-37-3539